

一 教育出版部 二 青年部 三 婦人部 四 共濟部

五 調查記錄部 六 政治部

第七條 本組合ハ前條ノ日附ニ於テモ其ノ事務ニ必要ナル時ハ臨時ニ其ノ事務ヲ行ハシメ得ルベシ

第八條 本組合ハ本縣ニ於テ其ノ事務ヲ行ハシメ得ルベシ

第九條 本組合ハ本縣ニ於テ其ノ事務ヲ行ハシメ得ルベシ

第十條 本組合ハ本縣ニ於テ其ノ事務ヲ行ハシメ得ルベシ

第十一條 本組合ハ本縣ニ於テ其ノ事務ヲ行ハシメ得ルベシ

第十二條 本組合ハ本縣ニ於テ其ノ事務ヲ行ハシメ得ルベシ

第十三條 本組合ハ本縣ニ於テ其ノ事務ヲ行ハシメ得ルベシ

第十四條 本組合ハ本縣ニ於テ其ノ事務ヲ行ハシメ得ルベシ

第十五條 本組合ハ本縣ニ於テ其ノ事務ヲ行ハシメ得ルベシ

第十六條 本組合ハ本縣ニ於テ其ノ事務ヲ行ハシメ得ルベシ

第十七條 本組合ハ本縣ニ於テ其ノ事務ヲ行ハシメ得ルベシ

財團法人協同會大阪支所

一 教育出版部

二 青年部

三 婦人部

四 共濟部

五 調查記錄部

六 政治部

第七條 本組合ハ前條ノ日附ニ於テモ其ノ事務ニ必要ナル時ハ臨時ニ其ノ事務ヲ行ハシメ得ルベシ

第八條 本組合ハ本縣ニ於テ其ノ事務ヲ行ハシメ得ルベシ

第九條 本組合ハ本縣ニ於テ其ノ事務ヲ行ハシメ得ルベシ

第十條 本組合ハ本縣ニ於テ其ノ事務ヲ行ハシメ得ルベシ

第十一條 本組合ハ本縣ニ於テ其ノ事務ヲ行ハシメ得ルベシ

第十二條 本組合ハ本縣ニ於テ其ノ事務ヲ行ハシメ得ルベシ

第十三條 本組合ハ本縣ニ於テ其ノ事務ヲ行ハシメ得ルベシ

第十四條 本組合ハ本縣ニ於テ其ノ事務ヲ行ハシメ得ルベシ

第十五條 本組合ハ本縣ニ於テ其ノ事務ヲ行ハシメ得ルベシ

第十六條 本組合ハ本縣ニ於テ其ノ事務ヲ行ハシメ得ルベシ

第十七條 本組合ハ本縣ニ於テ其ノ事務ヲ行ハシメ得ルベシ